

(参考 2)

太平洋広域漁業調整委員会指示第〇号の二の 2 及び 3 に基づく委員会会長が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針（案）

令和 7 年〇月〇日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示第〇号（以下「委員会指示」という。）の二の 2 及び 3 に基づく委員会会長が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会指示で定める届出期間外に届出しようとする者（以下「期間外届出者」という。）は、次の表の左欄で定める事情により届出を行えなかった場合は右欄で定める書類及び理由を添えて届出を行うものとする。

事 情	提出する書類
（１）新たに船舶を取得した。	船舶安全法（昭和 8 年第 11 号）第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び以下の書類のいずれか。 ① 小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）第 7 条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書 ② 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 12 条第 1 項に基づき交付された登録票 ③ 新たに船舶を取得したことがわかる書類
（２）遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 3 条第 1 項に基づき、新たに登録を受けた。	以下の書類のいずれか。 ① 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 5 条第 2 項に基づく通知 ② 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第 37 号）第 18 条第 1 項第 1 号で定められた様式のうち、別記様式第 8 号
（３）被災した結果、委員会指示に定める届出期間に届出を行えなかった。	以下の書類のいずれか。 ① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 第 1 項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書） ② 各自治体が発行する被災証明書

- 2 水産庁は、上記 1 の届出があった場合は速やかに期間外届出者に対し確認を行い、上記 1 の表の左欄の理由により届出期間内に届出を行えなかったと認められる場合には、届出を受付けることとし、後日、委員会会長及び委員会に報告を行う。